

## 宝塚市再生資源集団回収奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する地域団体等に対し、再生資源回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用、集団回収の推進、再生資源の資源化の確保及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

### (交付対象団体等)

第2条 奨励金の交付の対象は、市内の自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTA等の営利を目的としない地域団体で、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 構成世帯又は構成員が概ね5世帯以上又は10人以上であること。
- (2) 原則として、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、布類、瓶類、缶類等（以下「再生資源」という。）の集団回収を定期的実施する団体であること。

### (団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収団体登録申請書に団体の議事録又は申出書を添えて市長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

- 2 前項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、その名称、代表者名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生資源集団回収団体登録変更申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、登録団体が、前条に規定する要件を欠くに至ったとき又は1年以上再生資源の集団回収をしないときは、登録を抹消するものとする。

### (交付対象再生資源)

第4条 登録団体は、登録された日以降に回収した再生資源について奨励金の交付を受けることができる。

### (奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、回収した再生資源1キログラム（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）につき3円とし、奨励金の総額については、予算の範囲内で定めるものとする。

### (奨励金の請求)

第6条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに再生資源集団回収奨励金請求書に再生資源集団回収実施明細書を添えて、市長に提出しなければならない。

### (奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金を交付する。

### (団体の経理及び報告等)

第8条 奨励金の交付を受けた登録団体は、奨励金の収支に係る経理を明確にしておかな

なければならない。

- 2 市長は、登録団体の収支状況その他奨励金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた登録団体が虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、既に登録を受けている団体については平成19年4月1日付で登録を受けたものとする。

(施行期日)

この要綱（一部改正）は、平成24年4月1日から施行する。